

少人数指導体制に係る動きについて

令和3年1月14日
教職員人事課

1 京都府の現状

京都府では、国の加配定数を活用するとともに京都府の独自措置として定数措置を行い、京都式少人数教育として少人数指導体制を整備している。

■京都式少人数教育

京都府から市町教育委員会に対し少人数教育が可能となる定数配当を行い、市町教育委員会（学校）が配当された定数を活用し、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、ティーム・ティーチング（TT）、少人数学級の3手法から選択する。

校種・学年		府の学級編制基準	京都式少人数教育の概要
小学校	1年	35人	30人を超える学級に対し、非常勤講師を配置し、複数の教員による指導を実施
	2年	40人 (国加配で35人編制を実施)	
	3年～6年	40人	30人程度の学級編制が可能となるよう定数を配当し、市町組合教育委員会が3手法から選択して実施 ※別紙参照（児童生徒数別 学級数）
中学校		40人	少人数加配を配当し、35人を超える学級規模の解消又は英語・数学を中心とした習熟度別授業の充実を実施

2 国の状況

義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げる。

■学級編制の標準の計画的な引き下げ

	R3	R4	R5	R6	R7
小学校（40人→35人）	小2	小3	小4	小5	小6

※令和3年度は、加配定数で35人学級を実施している小学校2年生について、義務標準法を改正し、学級編制の標準を35人に引き下げ、基礎定数として措置。

※小学校1年生は、平成23年度の法改正で35人に引き下げ済み。

※中学校1年生～3年生の学級編制の標準は、40人で改正なし。

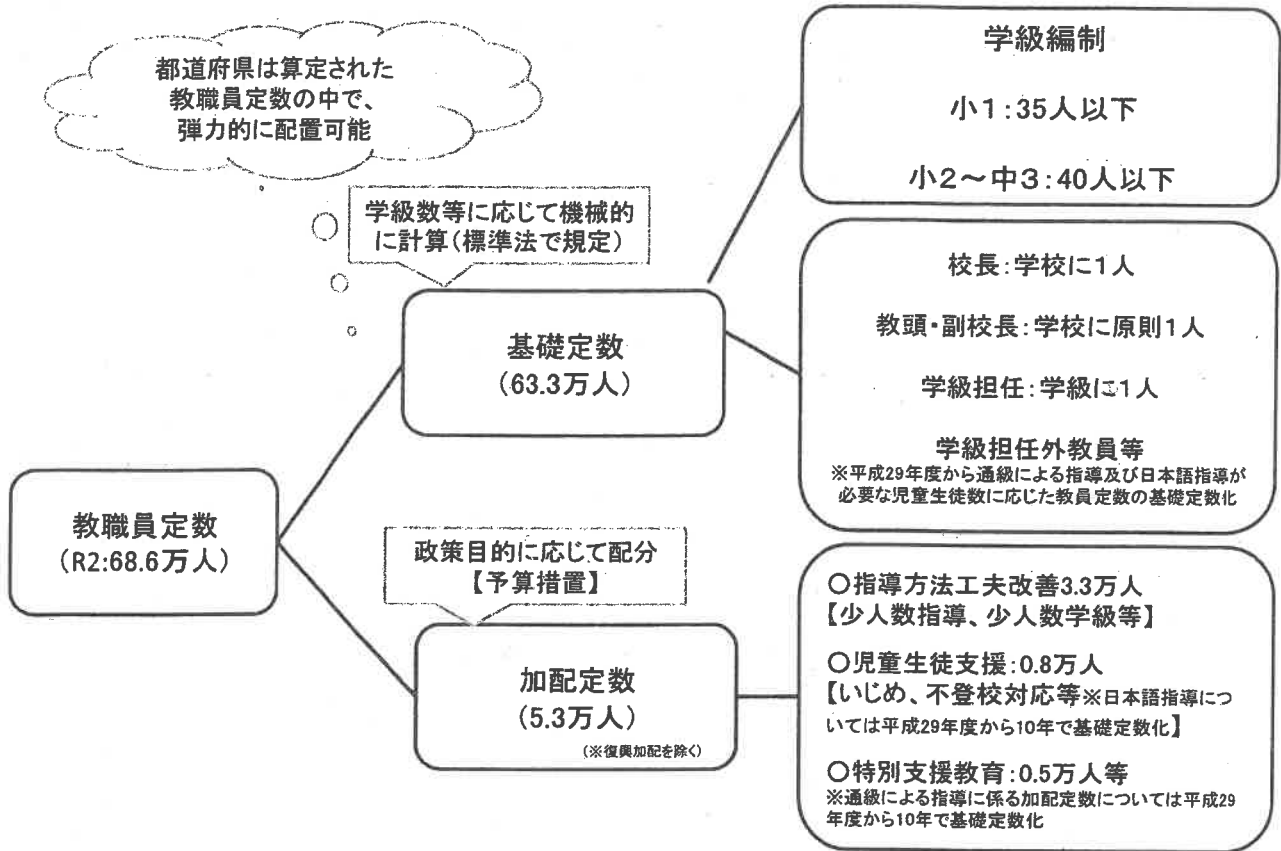
3 今後の方向性

- 令和3年度は、小学校2年生の学級編制基準を40人から35人に引き下げる。小学校2年生は、国の加配を活用し、35人学級編制を実施済みのため、実質的な影響は少ない。
- 令和4年度から令和7年度にかけては、順次、小学校の学級編制基準を40人から35人に引き下げる。
- 国に対して指導方法工夫改善定数の継続・発展や中学校の学級編制基準の引き下げについて要望しながら、京都式少人数教育の継続・発展についてさらに検討する。

(参考) 児童生徒数別 学級数

児童生徒数	40人学級	35人学級	京都式 (30人程度)
1～35 人	1 学級	1 学級	1 学級
36～40	2	2	2
41～68			3
69～70			
71～80	3	3	3
81～96			
97～105			
106～120			
121～124	4	4	4
125～140			
141～150			
151～160			
161～175	4	5	5
176～180			
181～200			
	5	6	6
			7

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み (イメージ)



学級編制について

○義務標準法に規定する学級編制の標準の数

<小・中学校>		
	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人(1年生) 40人(2～6年生)	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>		
	6人 (重複障害 3人)	

《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係

